

【Web資料I -④ 通達の種類】

発 基 = 通常次官通達の名称で呼ばれるもので、労働基準局関係の通達
発 婦 = 通常次官通達の名称で呼ばれるもので、婦人局関係の通達
発 雇 児 = 通常次官通達の名称で呼ばれるもので、雇用均等・児童家庭局関係の通達
発 職 = 通常次官通達の名称で呼ばれるもので、職業安定局関係の通達
政 調 発 = 労働大臣官房政策調査部長名で発する通達
基 発 = 労働基準局長名で発する通達
基 収 = 労働基準局長が疑義に答えて発する通達
基 監 発 = 労働基準局監督課長名で発する通達
収 監 = 労働基準局監督課長が疑義に答えて発する通達
労 発 = 労政局長名で発する通達
職 発 = 職業安定局長名で発する通達
業 指 発 = 職業安定局業務指導課長名で発する通達
能 発 = 職業能力開発局長名で発する通達
訓 発 = 職業訓練局長名で発する通達
安 発 = 安全衛生局長名で発する通達
婦 発 = 婦人局長名で発する通達
婦 収 = 婦人局長が疑義に答えて発する通達
女 発 = 女性局長名で発する通達
女 収 = 女性局長が疑義に答えて発する通達
雇 児 発 = 雇用均等・児童家庭局長名で発する通達
雇 均 発 = 雇用環境・均等局長名で発する通達

注：「収」は、疑義解釈で発出された質問に番号をとり、その番号で回答を発出する通達。

「発」は、疑義解釈で発出されてきた質問を回答する際に番号をとり、その番号で発出する通達。厚生労働省に統合されてからは、「収」は使用されておらず、すべて「発」となっている。